

住むことに喜びを感じ、誇れる豊かな地域社会の実現をめざして

「長門市みんなが進める市民協働によるまちづくり条例」は、市民、地域コミュニティ、市民活動団体、事業者および市が、市民協働の推進に関する基本理念やそれぞれの役割を理解し、相互に協力して事業に取り組むことで、多様化する市民ニーズに合った公共サービスの提供や地域課題の解決を図っていくこととするものです。

条例化の経緯

市では平成21年8月、長門、三隅、日置、油谷の4地区の地域審議会に「市民協働と地域活性化の取り組みについて」を諮問し、平成23年7月、すべての審議会から「市民協働を進めていかなければならない」との答申を受けました。その答申では、条例制定を行うべきであると、具体的な意見が示されました。この意見を踏まえ、平成24年

3月に条例骨子を各地域審議会に諮問、答申を受け、平成24年6月定例市議会において「長門市みんなが進める市民協働によるまちづくり条例」を制定しました。

条例の概要

【基本理念】

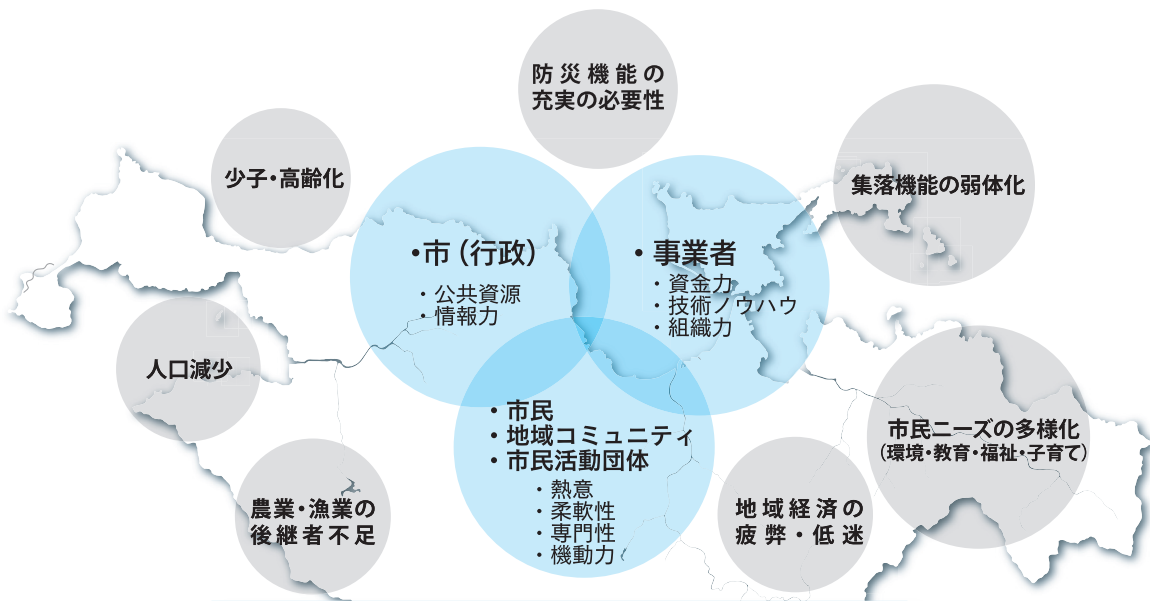
- 市民は、主体的にまちづくりに参加するよう努めます
- それぞれの責任と役割を認識し、対等な立場で協働してまちづくりを推進します
- まちづくりに関する情報を共有します
- 自主性・自立性を尊重します

【市の責務】

- 市は、環境づくり、人づくり、情報の提供・共有のほか、次の施策を責務とします
- まちづくりを推進するための仕組みを構築します
- まちづくりを推進するための

「長門市みんなが進める市民協働によるまちづくり条例」

条例制定に至った問題点とその背景



行政単独では対応できなくなっている地域のさまざまな課題に対して、市民・地域コミュニティ・市民活動団体・事業者および行政が、それぞれの長所を活かし、ともに手を取り合いながら課題を解決していくことが求められています。



総合的で計画的な施策を実施します

【市職員の積極的参画】

市は職員に対し市民協働に関する研修を実施するだけでなく、職員自らも自己啓発・まちづくりへの参画に努めます

【役割】

①市民の役割

●積極的にまちづくりに参加するよう努めます

●地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、行動するよう努めます

②地域コミュニティの役割

●地域住民の絆を強くするよう努めます

●地域の課題解決に向け計画的に取り組むよう努めます

●まちづくりに関わる市民や市民活動団体と交流・連携し、まちづくりの推進に努めます

③市民活動団体の役割

●専門的な知識や経験を生かし、まちづくりに参加するよう努めます

●活動情報を市民に提供し、理解と参加が得られるよう努めます

●市民や地域コミュニティと交流・連携し、まちづくりの推進に努めます

④事業者の役割

●地域社会の一員として、市民協働を理解し、その推進に協力するよう努めます

【環境づくり】

●市民協働によるまちづくりを進めるうえでその環境づくりが重要です

●活動拠点の整備等の必要な環境づくりに努めます



▲市民協働の例：花づくり（左）、観光ボランティア（右）

【人づくり】

●市民協働によるまちづくりを進めるうえで担い手となる人づくりが重要です

●まちづくりの担い手を発掘し、育成に努めます

●まちづくりを支える人材を支援します

市民協働実施プラン策定についてのワークショップ参加者を募集します

市では条例に基づき、市民協働によるまちづくりを「みんなで進めていく」ため、その指針となる市民協働実施プランを市民の皆さんの意見により策定します。そして、この意見をいただく場として、ワークショップを実施します。長門市のまちづくりについて考えてみませんか。

■ワークショップの構成
次の2部門で構成し、それぞれ月1〜2回、平成25年3月まで開催します。

《集落機能再生の部》
少子・高齢化などの状況により弱体化しつつある集落機能を、市民協働により活性化させる方策を協議する場とします。

《市民活動の部》

NPOや任意団体が行う公益活動を、市民協働により活性化するための方策を協議する場とします。

策を協議する場とします。

■募集人員 各部門それぞれ20人程度

■応募資格 応募時満18歳以上で長門市に居住する人または働く人もしくは学ぶ人

■募集期間 8月1日(水)〜20日(月)

■応募方法 市役所企画政策課及び各支所総合窓口課に備え付けの応募用紙に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。応募用紙は市ホームページからのダウンロードも可能です。(ファックス、メールでの提出も可)

■決定方法 選考により決定後、連絡します

問い合わせ

企画政策課

Tel 23-1229
Fax 22-0135
chosei@city.nagato.lg.jp